



# 熊本県公報

第 1 1 8 8 2 号

平成 22 年 2 月 16 日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定…………… (社会福祉課) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の変更…………… ( " ) 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止…………… ( " ) 3
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の辞退…………… ( " ) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… ( " ) 4
- 熊本県収入証紙売りさばき人の指定…………… (会計課) 4
- 2級、3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格証書の様式の一部改正…………… (労働雇用総室) 4
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 4
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (農村計画・技術管理課) 5
- 土地改良区役員の退任…………… ( " ) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 公共測量の終了…………… ( " ) 6
- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意見…………… (商工政策課) 6
- 上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (上益城地域保健医療推進協議会) 6
- 球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 7
- 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 7
- 熊本県環境審議会水保全部会の開催…………… (熊本県環境審議会水保全部会) 7
- 平成22年2月5日熊本県告示第122号(宇城広域連合を組織する地方公共団体の数の減少、処理する事務の変更及び規約の一部変更の許可)中…………… (市町村総室) 8

## 告 示

### 熊本県告示第171号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則(昭和25年農林省令第96号)第2条第2項の規定により公表する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 実施の目的  
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象  
家畜改良増殖法第4条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成22年3月8日(月)	午後2時から	農業研究センター畜産研究所 (合志市)

**熊本県告示第172号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(薬局)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
すずらん調剤薬局	天草市亀場町亀川1654番地1	平成21年11月18日

(訪問看護ステーション)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ライフケア訪問看護ステーション	玉名市滑石2305番地1	平成22年1月1日

**熊本県告示第173号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	変 更 事 項		変 更 年 月 日
	旧	新	
上天草市立湯島へき地診療所	名 称		平成16年3月31日
	大矢野町立湯島へき地診療所	上天草市立湯島へき地診療所	
ふくだ医院	名 称		平成21年12月1日
	福田医院	ふくだ医院	
	所 在 地		
	菊池郡大津町大津195番	菊池郡大津町大津210番5	

(薬局)

医療機関名称	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
あおい薬局 大津店	所 在 地		平成21年12月1日
	菊池郡大津町大津1 195番5	菊池郡大津町大津1 210番1	

**熊本県告示第174号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
大場医院	荒尾市下井手188番地	平成21年12月18日
まつもとこどもクリニック	合志市須屋264番地4	平成21年12月1日

(訪問看護ステーション)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
ライフケア訪問看護ステーション	玉名市滑石2307番地1	平成21年12月31日

**熊本県告示第175号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の辞退の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
つばめ歯科クリニック	八代市建馬町3番地1 ゆめタウン八代2F	平成22年1月17日

**熊本県告示第176号**

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市久玉町字冬暮3172番1、3173番から3175番まで、又3175番
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第177号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市河浦町崎津字田代迫1488番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字田代迫1488番1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第178号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
球磨郡錦町大字一武 1587番地	錦町長 森本完一	平成22年2月5日

熊本県告示第179号

平成12年4月1日熊本県告示第320号（2級、3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定合格証書の様式）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

「第65条」を「第49条」に改める。

熊本県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成22年2月16日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	266号	上天草市姫戸町姫浦 3390番2地先から 同所 3555番地先まで	220.0	地域連携国道 (改築による 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成22年2月17日

公 告

熊本県公告第71号

球磨郡多良木町に事務所を置く鮎之瀬溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	大石 一男	球磨郡多良木町大字黒肥地4338番地
理事	池田 多門	球磨郡多良木町大字黒肥地1718番地
理事	黒川 正道	球磨郡多良木町大字黒肥地710番地
理事	加藤 征一郎	球磨郡多良木町大字黒肥地699番地1
理事	牛神 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1758番地
理事	組島 幹夫	球磨郡多良木町大字黒肥地6669番地
理事	西 辰郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1525番地2
監事	荒木 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1602番地4
監事	坂下 正一	球磨郡多良木町大字黒肥地1754番地
監事	森下 孝幸	球磨郡多良木町大字黒肥地6420番地
就任		
理事	荒木 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1602番地4
理事	池田 多門	球磨郡多良木町大字黒肥地1718番地
理事	黒川 正道	球磨郡多良木町大字黒肥地710番地
理事	加藤 征一郎	球磨郡多良木町大字黒肥地699番地1
理事	坂下 正一	球磨郡多良木町大字黒肥地1754番地
理事	組島 幹夫	球磨郡多良木町大字黒肥地6669番地
理事	森下 孝幸	球磨郡多良木町大字黒肥地6420番地
監事	西 辰郎	球磨郡多良木町大字黒肥地1525番地2
監事	牛神 稔	球磨郡多良木町大字黒肥地1758番地
監事	大石 鋼	球磨郡多良木町大字黒肥地4338番地

熊本県公告第72号

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	桐原 夏雄	阿蘇郡南阿蘇村大字両併1990番地

熊本県公告第73号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により九州森林管理局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。

平成22年2月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（航空レーザ測量）	平成22年2月4日から	球磨郡多良木町飯盛、猪

	平成 22 年 3 月 10 日まで	ノ岳及び槻木地域の国有林並びに同湯前町仁原及び折戸地域の国有林
--	--------------------	---------------------------------

**熊本県公告第 7 4 号**

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により独立行政法人鉄道建設運輸施設整備支援機構鉄道建設本部九州新幹線建設局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 22 年 2 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（カラー撮影）	平成 21 年 8 月 19 日から 平成 22 年 1 月 29 日まで	熊本市、八代市、玉名市、 宇土市、宇城市、玉名郡玉 東町、同南関町、鹿本郡植 木町、八代郡氷川町

**熊本県公告第 7 5 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 21 年 9 月 11 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 22 年 2 月 16 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ショッピングモールさくらの森 十禅寺 WEST  
熊本市十禅寺町字大道下 3 2 5 番 1 ほか
- 熊本市の意見の概要  
騒音については規制基準の遵守義務規定があり（騒音規制法第 5 条及び熊本県生活環境の保全等に関する条例第 43 条）、規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれた場合、改善勧告・命令の対象となります（同法第 12 条及び同条例第 48 条）。  
（理由）  
敷地境界の予測地点 d で規制基準を超える騒音レベルが予測されているため。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 22 年 2 月 16 日から平成 22 年 3 月 16 日まで

**掲載依頼**

**上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第 1 号**

平成 21 年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 22 年 2 月 16 日

上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 開催日時  
平成 22 年 2 月 18 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで
- 開催場所  
熊本県上益城郡御船町辺田見 3 9 6 - 1  
熊本県上益城地域振興局 3 階大会議室
- 議題  
（1）救急医療体制、救急医療の現状と課題について  
（2）平成 22 年度病院群輪番の当番日程について  
（3）健康危機管理について  
（4）その他
- 傍聴者の定員  
10 人
- 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
（2）傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

- 6 問い合わせ先  
熊本県上益城郡御船町辺田見400  
上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県御船保健所総務企画課)  
(電話096-282-0016)

#### 球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成21年度球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成22年2月16日

球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年2月23日(火)午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所  
熊本県人吉市西間下町86-1  
熊本県球磨地域振興局2階中会議室
- 3 議題  
(1) 球磨地域における救急救助状況について  
(2) 球磨地域における救急医療関連事業について  
(3) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県人吉市寺町12番1号  
球磨地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県人吉保健所総務企画課)  
(電話0966-22-3107)

#### 八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成21年度八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成22年2月16日

八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時  
平成22年3月2日(火)午後2時から午後2時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県八代市西片町1660番地  
熊本県八代地域振興局5階中会議室(八代総合庁舎5階)
- 3 議題  
(1) 八代地域病院群輪番制病院の平成22年度実施計画について  
(2) 八代地域メディカルコントロール協議会について  
(3) 新型インフルエンザの状況について  
(4) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県八代市西片町1660番地  
八代地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局  
(熊本県八代保健所総務企画課)  
(電話0965-33-3197)

#### 熊本県環境審議会水保全部会公告第1号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。  
平成22年2月16日

熊本県環境審議会水保全部会長 嶋田 純

- 1 開催日時  
平成22年2月24日（水）  
午後1時30分から午後4時まで
- 2 開催場所  
熊本市水前寺6丁目18番1号  
県庁行政棟本館5階審議会室
- 3 議題  
平成22年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
- 4 傍聴者の定員  
10名
- 5 傍聴手続  
（1）傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。  
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号  
熊本県環境審議会水保全部会事務局（熊本県環境生活部水環境課水質保全班）  
（電話096-333-2271）

正 誤
-----

平成22年2月5日熊本県告示第122号（宇城広域連合を組織する地方公共団体の数の減少、処理する事務の変更及び規約の一部変更の許可）中に誤りがあったので、次とおり訂正する。

ページ	行	正	誤
4	10	地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第13条第1項